

# 山梨県公報

第二千二百七十九号

平成二十四年

十一月二十二日

木曜日

## 目次

### 告示

広域連合の規約の変更の届出……………

六六九

道路の区域変更……………

六六九

建築基準法に基づく道路位置指定……………

六六九

### 公告

県政功績者……………

六六九

大規模小売店舗の新設に関する届出……………

六七〇

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出(二件)……………

六七一

土地区画整理事業の換地処分……………

六七二

開発行為に関する工事の完了について……………

六七二

### 公安委員会

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則……………

六七三

信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………

六七三

## 告示

### 山梨県告示第四百十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百九十一条の三第三項の規定により、広域連合の経費の支弁の方法の変更を内容とする山梨県後期高齢者医療広域連合の規約の変更の届出を受理した。

平成二十四年十一月二十二日

山梨県知事 横内正明

### 山梨県告示第四百十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十四年十二月十三日まで一般の縦

覧に供する。

平成二十四年十一月二十二日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 河口湖精進線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
南都留郡富士河口湖町西湖字白根官有無番地先から 南都留郡富士河口湖町西湖字白根官有無番地先まで	一六・八〇 二七・〇	七・三丁 八・四		七五・一

### 山梨県告示第四百十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二十二号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十二日

山梨県知事 横内正明

- 一 指定の年月日 平成二十四年十一月二十二日
- 二 指定道路の位置 南都留郡忍野村忍草字土手下一〇〇〇番二二六
- 三 指定道路の幅員 最大 一〇・二六メートル 最小 六・〇一メートル
- 四 指定道路の延長 三八・八〇メートル

## 公告

● 県政功績者

山梨県表彰規則（昭和二十七年山梨県規則第十二号）に基づく平成二十四年度県政功績者は、次のとおりである。

平成二十四年十一月二十二日

山梨県知事 横内 正明

功績分野	氏名	住所
特別感謝状	渡邊 利夫	東京都大田区東雪谷二丁目二十二番十八号 六六六
県議会 地方自治	金丸 直道 今沢 忠文 天野 祐治 天野 凱弘 雨宮 泉 飯島 文雄 石井 錦一 今村 正城 海野 弘展 加々美 寛 木下 香奈子 小林 進 近藤 明忠 谷川 義孝 藤本 芳政 松永 竹久 三澤 完広 丸山 博 小澤 康秋 鶴田 治昭 飯室 元邦 上野 昇 小田切 富男 加藤 正芳 栗山 直樹 小林 進一 新藤 進	南アルプス市上今諏訪千六百十番地 南アルプス市西南湖四千二百八十四番地 大月市大月町真木二千三百三十六番地 南都留郡山中湖村平野三十二番地 甲斐市長塚三百三十一番地一 笛吹市八代町南八百七十番地 斐崎市清哲町樋口百三十一番地 甲斐市龍地六千四百九十三番地 北杜市白州町鳥原二千六百七十二番地 富士吉田市大明見千二百番地 北都留郡丹波山村四百九十三番地 南巨摩郡富士川町鯉沢千四百四十四番地三 都留市古川渡八百三十九番地一 甲府市古府中町二千七百八十四番地 笛吹市芦川町上芦川七百六番地 南巨摩郡身延町和田千九百六十九番地 北杜市武川町三吹二千二百二十一番地二 甲斐市西八幡四百九十一番地 甲府市国母三丁目十二番八号 甲斐市篠原二百三十八番地五 甲府市丸の内二丁目十九番八号 山梨市東七百五十八番地 甲府市住吉五丁目十七番十四号 南都留郡道志村一万二千二百五十番地 甲府市上今井町千四百七十番地十六 甲府市丸の内二丁目十六番四号 甲府市德行一丁目七番三十二号
産業		

教育文化	社会福祉	保健衛生
平井 譽 平井 良治 八束 厚生 佐藤 喜夫 功刀 三夫 小林 正毅 志村 富男 關本 得郎 保坂 重雄 三枝 健彦 小林 津久男 足達 勝子 飯室 俊一 石田 敏枝 數野 強 澤登 昭文 曾根 修一 長田 健作 栗原 信雄 中村 邦彦 宅間 俊一 堀内 二彦 宮川 晋爾 向山 一夫 武者 吉英	大月市賑岡町奥山四百一番地 甲府市賣川一丁目十番二十四号 山梨市万力千六百三番地 上野原市上野原千六百十八番地 中央市藤巻千五百八十七番地 南アルプス市桃園七百十八番地 笛吹市御坂町大野寺八百十一番地一 笛吹市石和町中川七百七十八番地一 南アルプス市有野四百五番地 甲州市勝沼町深沢三千五百四番地 甲府市東光寺一丁目十番三十四号 南アルプス市上今井百七十九番地一 中央市西花輪千三百二十二番地 南アルプス市古市場百八十番地 甲府市丸の内一丁目一番十一号千三百六号 南巨摩郡富士川町青柳町五百三十九番地一 笛吹市境川町石橋二千二百七十四番地 甲府市青沼一丁目二番一号 斐崎市穴山町五千七百七十番地二 都留市田野倉六百六十八番地 甲府市和田町七百四番地一 南アルプス市あやめが丘千九百四十九番地九十四 甲府市丸の内二丁目十七番一号 笛吹市石和町市部五百四十二番地 大月市大月一丁目十五番十八号	

● 大規模小売店舗の新設に関する届出  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十五年三月二十二日まで縦覧に供する。  
平成二十四年十一月二十二日

一 届出者  
1 氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名  
株式会社くろがねや 代表取締役 堀込丹  
山梨県知事 横内 正明

- 2 住所  
山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号
- 二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 (仮称) ホームセンターくろがねや甲州店  
所在地 山梨県甲府市勝沼町山字西田門百八十五番地二外
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称及び代表者の氏名	住所
株式会社くろがねや 代表取締役 堀込丹	山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号
株式会社さえき 代表取締役 佐伯行彦	東京都国立市西一丁目十一番六号

- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成二十五年五月二十九日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
五千六百六十四平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (一) 駐車場の位置及び収容台数
- (1) 位置 届出の図面のとおり
- (2) 収容台数 三百十六台
- (二) 駐輪場の位置及び収容台数
- (1) 位置 届出の図面のとおり
- (2) 収容台数 二十台
- (三) 荷さばき施設の位置及び面積
- (1) 位置 届出の図面のとおり
- (2) 面積 二百十六平方メートル
- (四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- (1) 位置 届出の図面のとおり
- (2) 容量 五十立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者	開店時刻	閉店時刻
株式会社くろがねや	午前八時	午後八時
株式会社さえき	午前八時	午後九時四十五分

- (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前七時三十分から午後十時まで
- (三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- (1) 数 三箇所
- (2) 位置 届出の図面のとおり
- (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前六時から午後十時まで
- 三 届出年月日  
平成二十四年九月二十八日

- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出  
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十五年三月二十二日まで縦覧に供する。  
平成二十四年十一月二十二日

- 一 届出者  
山梨県知事 横内正明

- 1 氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名  
イオンタウン株式会社 代表取締役 大門淳

- 2 住所  
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

- 二 届出の概要
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 イオンタウン山梨中央  
所在地 山梨県中央市下河東字上窪四百
- (二)(一) 名称 イオンタウン山梨中央  
所在地 山梨県中央市下河東字上窪四百

2 変更する事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者 (株式会社ユニクロ、株式会社マツケハ ウス、株式会社レモール及び株式会社ハ ニーズに限る。)の開店時刻	午前九時	午前九時(五月又は十一月 のうち十日間は午前六時)

3 変更の年月日

- 平成二十四年五月二十六日
- 届出年月日
- 平成二十四年十月一日

● 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十五年三月二十二日まで縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 届出者

- 1 氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名  
株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二

2 住所

山梨県甲府市徳行二丁目二番十八号

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 オギノ貢川店食品館

(二)所在地 山梨県甲府市徳行二丁目二番十八号

2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
駐車場の自動車の出入口の数及	一箇所	二箇所

び位置

届出の図面のとおり

届出の図面のとおり

3 変更する年月日

- 平成二十四年十月十三日
- 届出年月日
- 平成二十四年十月十二日

● 土地区画整理事業の換地処分

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第三項の規定により、次のとおり換地処分をした旨の届出があった。

平成二十四年十一月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 施行者の名称

笛吹市

二 施行区域に含まれる地域の名称

笛吹市石和町松本字三門、塚越、神田、天神、前河原及び中直欠落の各一部並びに三門欠落及び神田欠落の全部

三 事業計画決定の年月日

平成四年五月一日

四 土地区画整理事業の名称

笛吹川都市計画事業石和温泉駅前土地区画整理事業

五 事務所所在地

笛吹市春日居町寺本百三十六番地 笛吹市役所春日居庁舎 笛吹市建設部まちづく

り整備課内

六 換地計画認可の年月日

平成二十四年九月十一日

七 換地処分通知完了の年月日

平成二十四年十月二日

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十四年十一月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
北杜市明野町上手字下反保一九八の二、一九八の四、一三三三の一部、五二五の二、五二七の二、五二七の三、五二七の三の一部、五一九、五二〇の二の一部、五二〇の五、五二二の二、五二二の三、五二二の四、五二二の四、五三三の二、五三三の三、五三三の三、五二四の二、五二四の二、五二四の二九、道及び水の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
北杜市明野町上手五百二十番地 社会福祉法人緑樹会 理事長 中嶋 克仁

## 公安委員会

### 山梨県公安委員会規則第八号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成二十四年十一月二十二日

山梨県公安委員会

委員長 井 上 利 男

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察の組織等に関する規則（昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三笛吹警察署の部署所在地の項中「石和町中川」の下に「、石和町駅前」を加える。

### 附則

この規則は、平成二十四年十一月二十三日から施行する。

### 山梨県公安委員会告示第百二十五号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。  
平成二十四年十一月二十二日

山梨県公安委員会

委員長 井 上 利 男

### 別表第三中

七〇九	市道	都留市井倉一、二九	大型自	終日	大月	平成二十四年二月一
-----	----	-----------	-----	----	----	-----------

を

						六日 告示第一六号
		九番地一八先（都留 バイパス流入部丁字 路交差点）から都留 市井倉七七番地先 （県道四日市場上野 原線と市道との丁字 路交差点）まで（三 二〇メートル）	自動車、 大型特 殊自動 車、中 型自動 車			

七〇九	市道	都留市井倉一、二九 九番地一八先（都留 バイパス流入部丁字 路交差点）から都留 市井倉七七番地先 （県道四日市場上野 原線と市道との丁字 路交差点）まで（三 二〇メートル）	大型自 動車、 大型特 殊自動 車、中 型自動 車	終日	大月	平成二十四年二月一 六日 告示第一六号
七一〇	甲府駅 周辺土 地区画 整理三 号線	甲府市北口二丁目一 五番一先（県立図 書館北西角丁字路交 差点）から甲府市北 口二丁目一先（ 県立図書館北東角丁 字路交差点）まで（ 一一〇メートル）	車両（ 大型自 動車、 大型特 殊自動 車、中 型自動 車）	終日	甲府	平成二十四年二月 二二日 告示第一二五号
七一	甲府駅 周辺土 地区画 整理七 号線	甲府市北口二丁目一 番先（主要地方道 甲府山梨線（武田通 り）と市道との十字 路交差点）から甲府 市北口二丁目一〇番 二号先（県立図書館	車両（ 大型自 動車、 大型特 殊自動 車、中 型自動 車）	終日	甲府	平成二十四年二月 二二日 告示第一二五号

に改める。

別表第四中

五八六	市道	大月市大月一丁目八番一 号先(大月駅前広場入口)から大月市大月一丁目九番一五号先(大月駅前広場出口)まで(一〇メートル)	車両	車両進行 口一タリ 一入口か ら口一タ リ一内を 時計回り 終日	大月 平成二十四年六 月一四日 告示第五八号
五八七	主要地 府山梨 線	甲斐市下今井一、八四 五番地先(下今井三差 路交差点国道二〇号上 り線合流路入口)から 甲斐市下今井一、五七 九番地先(下今井三差 路交差点国道二〇号上 り線合流路出口)まで (五〇メートル)	車両	車両進行 北から南 へ終日	平成二十四年一 月二二日 告示第一二五 号

を

五八六	市道	大月市大月一丁目八番一 号先(大月駅前広場入口)から大月市大月一丁目九番一五号先(大月駅前広場出口)まで(一〇メートル)	車両	車両進行 口一タリ 一入口か ら口一タ リ一内を 時計回り 終日	大月 平成二十四年六 月一四日 告示第五八号
五八七	主要地 府山梨 線	甲斐市下今井一、八四 五番地先(下今井三差 路交差点国道二〇号上 り線合流路入口)から 甲斐市下今井一、五七 九番地先(下今井三差 路交差点国道二〇号上 り線合流路出口)まで (五〇メートル)	車両	車両進行 北から南 へ終日	平成二十四年一 月二二日 告示第一二五 号

に改める。

別表第五中

五八九	府山梨 線	路交差点南側左折導流 部(一五メートル)	車両	車両進行 南から北 へ終日	平成二十四年一 月二二日 告示第一二五 号
二四七	市道	甲斐市伊勢一丁目五 番一六号先(市道同 士の三差路交差点)	南進す る車両 (二輪 、軽車 両を除 く)	七時か ら二二 時まで	南甲府 平成二十四年七月 二六日 告示第七九号

を

二四八	主要地 府山梨 線	甲斐市北口二丁目一 五番一先(県立図 書館北西角丁字路交 差点)	南進す る大型 自動車 、中型 自動車 、大型	終日	甲府 平成二十四年一 月二二日 告示第一二五 号
二四七	市道	甲斐市伊勢一丁目五 番一六号先(市道同 士の三差路交差点)	南進す る車両 (二輪 、軽車 両を除 く)	七時か ら二二 時まで	南甲府 平成二十四年七月 二六日 告示第七九号

に改める。  
別表第六中

二四九	甲府駅 周辺土 地区画 整理二 号線	甲府市北口二丁目一 番先(県立図書館 北東角丁字路交差点 )	北進す る大型 自動車 、中型 、大型 自動車 、大型 特殊自 動車	終日	甲府	平成二十四年一 月二二日 告示第一二五号
二五〇	主要地 方道甲 府山梨 線	甲府市北口二丁目一 番二号先(主要地 方道甲府山梨線(武 田通り)と甲府駅周 辺土地区画整理七号 線との十字路交差点 )	南進す る大型 自動車 、中型 、大型 自動車 、大型 特殊自 動車	終日	甲府	平成二十四年一 月二二日 告示第一二五号
二五一	主要地 方道甲 府山梨 線	甲府市北口二丁目一 番二号先(県立図 書館南西角丁字路交 差点)	東進す る大型 自動車 、中型 、大型 自動車 、大型 特殊自 動車	終日	甲府	平成二十四年一 月二二日 告示第一二五号
二五二	主要地 方道甲 府山梨 線	甲斐市下今井一、八 五三番地先(下今井 三差路交差点)	西進す る車両	終日	葦崎	平成二十四年一 月二二日 告示第一二五号

を

五三〇	市道	甲府市伊勢一丁目五 番一六号先(市道同 士の三差路交差点)	南進す る車両	終日	南甲府	平成二十四年七月 二六日 告示第七九号
五三〇	市道	甲府市伊勢一丁目五 番一六号先(市道同 士の三差路交差点)	南進す る車両	終日	南甲府	平成二十四年七月 二六日 告示第七九号
五三一	主要地 方道甲 府山梨 線	甲府市北口二丁目五 番一七号先(県立図 書館北西角丁字路交 差点)	北進す る大型 自動車 、中型 、大型 自動車 、大型 特殊自 動車	終日	甲府	平成二十四年一 月二二日 告示第一二五号
五三二	甲府駅 周辺土 地区画 整理二 号線	甲府市北口二丁目一 番一(県立図書館 北東角丁字路交差点 )	南進す る大型 自動車 、中型 、大型 自動車 、大型 特殊自 動車	終日	甲府	平成二十四年一 月二二日 告示第一二五号
五三三	主要地 方道甲 府山梨 線	甲府市北口二丁目四 番一七号先(主要地 方道甲府山梨線(武 田通り)と甲府駅周 辺土地区画整理七号 線との十字路交差点 )	北進す る大型 自動車 、中型 、大型 自動車 、大型 特殊自 動車	終日	甲府	平成二十四年一 月二二日 告示第一二五号

五三四	主要地 府山梨 線	甲府市北口二丁目一 番先（県立図書館南 西角丁字路交差点）	西進す る大型 自動車 、中型 、大型 自動車 、特殊自 動車	終日	甲府	平成二十四年一 月二二日 告示第一二五号
五三五	主要地 府山梨 線	甲斐市下今井一、五 七九番地先（下今井 三差路交差点南側左 折導流部）	南進す る車両	終日	葦崎	平成二十四年一 月二二日 告示第一二五号
五三六	主要地 府山梨 線	甲斐市下今井一、八 五三番地先（下今井 三差路交差点北側左 折導流部）	東進す る車両	終日	葦崎	平成二十四年一 月二二日 告示第一二五号

に改める。  
別表第七中

九三	市道	甲府市北新一丁目六 番一号先（市営むつ み荘南西角丁字路交 差点）	南進す る車両	日曜、 休日 を除く七 時から	甲府	平成二十四年六月 一四日 告示第五八号
----	----	--	------------	--------------------------	----	---------------------------

を

九三	市道	甲府市北新一丁目六 番一号先（市営むつ み荘南西角丁字路交 差点）	南進す る車両	日曜、 休日 を除く七 時から	甲府	平成二十四年六月 一四日 告示第五八号
----	----	--	------------	--------------------------	----	---------------------------

に改める。  
別表第十中

九四	主要地 府山梨 線	甲斐市下今井一、八 五三番地先（下今井 三差路交差点）	西進す る車両	終日	葦崎	平成二十四年一 月二二日 告示第一二五号
----	-----------------	-----------------------------------	------------	----	----	----------------------------

六二二	国道 二〇号 線	北巨摩郡双葉町下今井一、八四 五番地先（斉藤方前）交差点		終日	葦崎	平成二十四年一 月二二日 告示第一二五号
-----	----------------	---------------------------------	--	----	----	----------------------------

を

六二二	削除				葦崎	平成二十四年一 月二二日 告示第一二五号
-----	----	--	--	--	----	----------------------------

に

一、二〇六	県道 高畑谷 村停車 場線	都留市上谷二丁目一番七号先（ 谷村第一小学校前）			都留	五四・三・三〇 一九号
-------	------------------------	-----------------------------	--	--	----	----------------

を

一、二〇六	県道高 畑谷村 停車場	都留市上谷二丁目一番七号先（ 谷村第一小学校前）			大月	平成二十四年一 月二二日 告示第一二五号
-------	-------------------	-----------------------------	--	--	----	----------------------------

を	に	を	に	を	に
五、四一四 国道四 一〇号 東山東 部広域 農道	甲州市塩山上粟生野一三三番地 先(塩山北中学校前交差点)	三	日下 平成二十四年一〇 月一日 告示第一〇六号	一、九二二 削除	大月 平成二十四年一 月二日 告示第一二五号
一、九二二 県道 高畑谷 村停車 場線	都留市下谷二七番地先(都留 消防署前交差点)	三	都留 五一・九・二七 三三三号	一、三八一 国道二 〇号 上野原 田松留 線	上野原市松留三九一番地二先(上野原 高校入口交差点)
四	上野 平成二十四年一 月二日 告示第一二五号	一、三八一 国道 二〇号	北都留郡上野原町松留三九二番 地の一先(上野原高校入口交差 点)	四	上野 平三・七・一 告示 第一九号

五、四一九	主要地 方道甲	山梨市市川一、二二六番地一先 (主要地方道甲府山梨線と市道	四	日下 平成二十四年一 月二日
五、四一八	主要地 方道甲 府山梨 線(八 幡バイ パス)	山梨市北二、一四四番地先(主 要地方道甲府山梨線と市道との 十字路交差点)	一	日下 平成二十四年一 月二日 告示第一二五号
五、四一七	主要地 方道甲 府山梨 線(八 幡バイ パス)	山梨市北三六番地一先(国道一 四〇号と主要地方道甲府山梨線 との丁字路交差点)	二	日下 平成二十四年一 月二日 告示第一二五号
五、四一六	主要地 方道甲 府山梨 線	甲斐市下今井一、八四五番地先 (下今井三差路交差点)	三	葦崎 平成二十四年一 月二日 告示第一二五号
五、四一五	整理一 号線 市道	甲府市北口二丁目一五番二六号 先(甲府駅周辺土地区画整理一 号線東側丁字路交差点)	一	甲府 平成二十四年一 月二日 告示第一二五号
五、四一四	国道四 一〇号 東山東 部広域 農道	甲州市塩山上粟生野一三三番地 先(塩山北中学校前交差点)	三	日下 平成二十四年一〇 月一日 告示第一〇六号

に改める。  
別表第十四中

府山梨線(八幡ハイバス)市道	との十字路交差点)	告示第一二五号
----------------	-----------	---------

一、四 八七	耕作道 路第四 一号線	東八代郡境川村小 黒坂一、一四四番 地先(村道一〇号 線との交差点)か ら東八代郡八代町 岡二、一四四番地 先(町道四四四号 線との交差点)ま での両側	二、五六〇	車両 (原付 ・けん 引②③ を除く)	四〇	石和	平成二二 年一月 一三日 告示第四 四号
-----------	-------------------	--	-------	---------------------------------	----	----	----------------------------------

一、四 八七	東八中 央農免 農道) みやさ か道)	笛吹市境川町小黒 坂一、一四四番地 一先(広域農道金 川曾根線と東八中 央農免農道との三 差路交差点)から 笛吹市八代町竹居 一、二五三番地先 (主要地方道笛吹 市川三郷線と東八 中央農免農道との 十字路交差点)ま での両側	四、〇三〇	車両 (原付・ けん引 ②③を 除く)	四〇	笛吹	平成二四 年一月 二二日 告示第一 二五号
-----------	---------------------------------	--	-------	---------------------------------	----	----	-----------------------------------

を

一、七 一五	市道	中央市臼井阿原二 番地先(田富西 ランプ交差点南側 一方通行出口)か ら中央市西花輪二 、七二〇番地一先 (主要地方道荳崎 南アルプス中央線 との丁字路交差点 )までの両側	一、三四〇	車両(原付・けん引①②③を除く)	五〇	南甲府	平成二四 年一月 一日 告示第一 〇六号
-----------	----	---	-------	------------------	----	-----	----------------------------------

一、七 一七	甲府駅 周辺土	主要地 方道甲 府山梨 線(八幡ハイバス)	山梨市北三六番地 一先(国道一四〇 号と主要地方道甲 府山梨線との丁字 路交差点)から山 梨市堀内二一番地 一先(主要地方道 甲府山梨線と市道 との三差路交差点 )までの両側	二、〇六〇	車両(原付・けん引①②③を除く)	五〇	日下部	平成二四 年一月 二二日 告示第一 二五号
一、七 三三〇	甲府市北口二丁目 六番一〇号先(山				車両(原付・けん引①②③を除く)	四〇	甲府	平成二四 年一月

に改める。

別表第十四の二中

一 湖精進	一、六七〇 二七・四五	車両(けん引)	三〇	富士 吉田	平成二四年三月二九日
一、七 一九	国道二〇号下り線分岐路	車両(けん引)を除く。	三〇	富士 吉田	平成二四年一月二二日 告示第一二五号
一、七 一八	玉宮地区幹線(農道市道)	車両(けん引)を除く。	四〇	日下部	平成二四年一月二二日 告示第一二五号
一、七 一八	甲州市塩山上粟生野五〇四番地二先(県道塩山停車場大菩薩嶺線と玉宮地区幹線農道との十字路交差点)から甲州市塩山上粟生野一一九番地先(国道四一一号と玉宮地区幹線農道との十字路交差点)までの両側	けん引(2)(3)を除く。	四三〇	日下部	平成二四年一月二二日 告示第一二五号
一、七 一九	甲斐市下今井三、四八〇番地二先(国道二〇号下り線分岐路入口)から甲斐市下今井六四七番地一先(国道二〇号下り線分岐路出口)までの間	けん引(3)を除く。	三〇	葦崎	平成二四年一月二二日 告示第一二五号

を

一 湖精進	一、六七〇 二七・四五	車両(けん引)を除く。	三〇	富士 吉田	平成二四年三月二九日 告示第三二号
線町道	南都留郡富士河口湖町河口一、三七六番地先(西川橋南詰)及び南都留郡富士河口湖町河口一、六二番地先(丁字路交差点)の県道富士河口湖精進線及び町道に囲まれた区域内	けん引(3)を除く。	三〇	富士 吉田	平成二四年三月二九日 告示第三二号
線町道	地先(西川橋南詰)及び南都留郡富士河口湖町河口一、六二番地先(丁字路交差点)の県道富士河口湖精進線及び町道に囲まれた区域内の全ての道路	けん引(3)を除く。	三〇	富士 吉田	平成二四年三月二九日 告示第三二号

二	甲府駅 周辺土 地区画 整理二 号線	甲府市北口二丁目一五番四号先(県立図書館北交差点)	の全ての道路	二〇〇	〇・二	車両(けん引)	三〇	甲府	平成二四年一月二二日 告示第一二五号
	甲府駅 周辺土 地区画 整理七 号線	甲府市北口二丁目一五番二六号先(丁字路交差点)				を除く			
		先(山梨文化会館前交差点)							
		(甲府市北口二丁目一〇番二号先(甲府駅北口交差点)の主要地方道甲府山梨線及び市道に囲まれた区域内の全ての道路)							

に改める。  
別表第十五中

四八二	市道	中央市白井阿原二二番地先(田富西ランブ交差点南側一方通行出口)から中央市西花輪二、七二〇番地一先(主要地方道葎崎南アルブス中央線との丁字路交差点)までの両側	一、三四〇	車両	終日	南甲府	平成二四年一月一日 告示第一〇六号
-----	----	--	-------	----	----	-----	----------------------

二、九二三	町道	南巨摩郡鯉沢町二、四六六番地	鯉沢	五三・三・二三			
四八二	市道	中央市白井阿原二二番地先(田富西ランブ交差点南側一方通行出口)から中央市西花輪二、七二〇番地一先(主要地方道葎崎南アルブス中央線との丁字路交差点)までの両側	一、三四〇	車両	終日	南甲府	平成二四年一月一日 告示第一〇六号
四八三	甲府駅 周辺土 地区画 整理一 号線	甲府市北口二丁目六番一〇号先(山梨文化会館前交差点)から甲府市北口二丁目一五番四号先(県立図書館北交差点)までの両側	三〇	車両	終日	甲府	平成二四年一月二二日 告示第一二五号
四八四	主要地 方道甲 府山梨 線(八 幡バイ パス)	山梨市北三六番地一先(国道一四〇号と主要地方道甲府山梨線との丁字路交差点)から山梨市堀内二一番地一先(主要地方道甲府山梨線と市道との三差路交差点)までの両側	二、〇六〇	車両	終日	日下部	平成二四年一月二二日 告示第一二五号

に改める。  
別表第十六中

新道線	先(望月鎮雄方)東側		一〇号
-----	------------	--	-----

二、九一三	削除		鮎沢	平成二四年一月二日 告示第一二五号
-------	----	--	----	----------------------

三、二二三	町道 起し薄田線	南巨摩郡鮎沢町官有地梅林公民館西側	鮎沢	五四・一・二五 三号
-------	-------------	-------------------	----	---------------

三、二二三	町道	南巨摩郡富士川町鮎沢三四〇番地一四先(梅林公民館西側・西進車両)	鮎沢	平成二四年一月二日 告示第一二五号
-------	----	----------------------------------	----	----------------------

四、〇六〇	国道 二〇号 線取付 道路	北巨摩郡双葉町大字下今井一、八四五番地斉藤正夫方南側	葦崎	五五・三・一八 一号
-------	------------------------	----------------------------	----	---------------

四、〇六〇	削除		葦崎	平成二四年一月二日 告示第一二五号
-------	----	--	----	----------------------

四、四九〇	町道 市川大門 鮎沢	南巨摩郡鮎沢町一、四六六番地先(橋本屋食堂東側、南進する車両)	鮎沢	五六・二・七 五号
-------	------------------	---------------------------------	----	--------------

線				
---	--	--	--	--

四、四九〇	削除		鮎沢	平成二四年一月二日 告示第一二五号
-------	----	--	----	----------------------

六、八二三	県道 甲府敷島葦崎線	北巨摩郡双葉町下今井五五一番地の一先(下今井交差点から東進、県道へ流入する車両)	葦崎	六一・九・一八 三四号
-------	---------------	--	----	----------------

六、八二三	主要地 方道甲 府葦崎線	甲斐市下今井一、五七九番地先(下今井三差路交差点東側丁字路交差点・北進車両)	葦崎	平成二四年一月二日 告示第一二五号
-------	--------------------	--	----	----------------------

七、三二七	町道 富士川 四号線	南巨摩郡鮎沢町一、四六〇番地先(富士橋西詰交差点北側)	鮎沢	六一・二・二 八 四四号
-------	------------------	-----------------------------	----	--------------------

七、三二七	町道	南巨摩郡富士川町鮎沢一、四六六番地先(富士橋西詰丁字路交差点・南進車両)	鮎沢	平成二四年一月二日 告示第一二五号
-------	----	--------------------------------------	----	----------------------

一一、二四五	町道	南巨摩郡鮎沢町一、四六六番地	鮎沢	平成一九年三月
--------	----	----------------	----	---------

	先(県道市川三郷鰍沢線との交差点・南進車両)	一九日 告示第二七号
--	------------------------	---------------

を

一一、一四五	削除	鰍沢	平成二十四年一月二二日 告示第一二五号
--------	----	----	------------------------

に

一一、六四六	市道	都留市中津森一九七番地先(県道高畑谷村停車場線と市道との十字路交差点・南進車両)	大月 平成二十四年一月一日 告示第一〇六号
--------	----	--	-----------------------------

を

一一、六四六	市道	都留市中津森一九七番地先(県道高畑谷村停車場線と市道との十字路交差点・南進車両)	大月 平成二十四年一月一日 告示第一〇六号
一一、六四七	甲府駅周辺土地区画整理七号線	甲府市北口二丁目九番先(県立図書館南西角丁字路交差点・南進車両)	甲府 平成二十四年一月二二日 告示第一二五号
一一、六四八	甲府駅周辺土地区画整理三号線	甲府市北口二丁目一番先(県立図書館北東角丁字路交差点・東進車両)	甲府 平成二十四年一月二二日 告示第一二五号
一一、六四九	市道	甲府市北口二丁目一番先(北口駐車場北西角丁字路交差点・西進車両)	甲府 平成二十四年一月二二日 告示第一二五号

一一、六五〇	国道二〇号下り線分岐路	甲斐市下今井六四七番地一先(国道二〇号下り線分岐路出口・西進車両)	韮崎 平成二十四年一月二二日 告示第一二五号
--------	-------------	-----------------------------------	------------------------------

一一、六五一	主要地方道甲府山梨線(八幡ハイパス)	山梨市北三六番地一先(国道一四〇号と主要地方道甲府山梨線との丁字路交差点・東進車両)	日下部 平成二十四年一月二二日 告示第一二五号
--------	--------------------	--	-------------------------------

一一、六五二	市道	山梨市南一、二三一番地先(主要地方道甲府山梨線と市道との十字路交差点・北進車両)	日下部 平成二十四年一月二二日 告示第一二五号
--------	----	--	-------------------------------

一一、六五三	市道	山梨市南一、二二四番地二先(主要地方道甲府山梨線と市道との十字路交差点・南進車両)	日下部 平成二十四年一月二二日 告示第一二五号
--------	----	---	-------------------------------

一一、六五四	市道	山梨市市川一、二一六番地一先(主要地方道甲府山梨線と市道との十字路交差点・北進車両)	日下部 平成二十四年一月二二日 告示第一二五号
--------	----	--	-------------------------------

一一、六五五	市道	山梨市市川一、二〇六番地一先(主要地方道甲府山梨線と市道との十字路交差点・南進車両)	日下部 平成二十四年一月二二日 告示第一二五号
--------	----	--	-------------------------------

一一、六五六	市道	山梨市堀内二一番地一先(主要地方道甲府山梨線と市道との三差路交差点・北進車両)	日下部 平成二十四年一月二二日 告示第一二五号
--------	----	---	-------------------------------

一一、六五七	玉宮地区幹線農道	甲州市塩山上粟生野五〇四番地二先(県道塩山停車場大菩薩嶺線と玉宮地区幹線農道との十字路交差点・南進車両)	日下部 平成二十四年一月二二日 告示第一二五号
--------	----------	--	-------------------------------

一一、六五八	市道	甲州市塩山上粟生野五一七番地五先(玉宮地区幹線農道と市道との丁字路交差点・東進車両)	日下部	平成二十四年一月二二日	告示第一二五号
一一、六五九	市道	甲州市塩山上粟生野三六五番地一先(玉宮地区幹線農道と市道との十字路交差点・西進車両)	日下部	平成二十四年一月二二日	告示第一二五号
一一、六六〇	市道	甲州市塩山上粟生野一番地先(玉宮地区幹線農道と市道との十字路交差点・東進車両)	日下部	平成二十四年一月二二日	告示第一二五号

に改める。  
別表第十七中

八一〇	市道 (樹園地農道)	塩山市牛奥一九五二番地先(清水方北側)から塩山市中萩原二八三三番地の一先交差点までの両側	四、五〇〇	車両	終日	塩山	五八・三一五号
-----	---------------	--	-------	----	----	----	---------

八一〇	東山東部広域農道フールツライン、塩山フルーッライオン、玉宮地区幹線農道	甲州市塩山牛奥一、九七三番地二先(花園交差点)から甲州市塩山上粟生野一九番地先(国道四一一号と玉宮地区幹線農道との十字路交差点)までの両側	四、九三〇	車両	終日	日下部	平成二十四年一月二二日 告示第一二五号
-----	-------------------------------------	---	-------	----	----	-----	------------------------

一、三七二	市道	中央市白井阿原二二番地先(田富西ランプ交差点南側一方通行出口)から中央市西花輪二、七二〇番地一先(主要地方道韮崎南アルプス中央線との丁字路交差点)までの両側	一、三四〇	車両	終日	南甲府	平成二十四年一月一日 告示第一〇六号
-------	----	--	-------	----	----	-----	-----------------------

を

一、三七三	甲府駅周辺土地区画整理一号线 甲府駅周辺土地区画整理一号线	甲府市北口二丁目六番一〇号先(山梨文化会館前交差点)から甲府市北口二丁目一五番四号先(県立図書館北側)	三三〇	車両	終日	甲府	平成二十四年一月二二日 告示第一二五号
-------	----------------------------------	---	-----	----	----	----	------------------------

一、三七四	甲府駅 周辺土 地区画 整理三 号線	甲府市北口二丁目一五番一号先 (県立図書館北 西角丁字路交差 点)から甲府市 北口二丁目一 番先(県立図書 館北東角丁字路 交差点)までの 両側	一一〇	車両	終日	甲府	平成二四 年一月 二二日 告示第一 二五号
一、三七五	甲府駅 周辺土 地区画 整理七 号線	甲府市北口二丁 目一番先(主 要地方道甲府山 梨線(武田通り )と市道との十 字路交差点)か ら甲府市北口二 丁目一〇番二号 先(県立図書館 南西角丁字路交 差点)までの両 側	九〇	車両	終日	甲府	平成二四 年一月 二二日 告示第一 二五号
一、三七六	主要地 方道甲 府山梨 線(八 幡ハイ パス)	山梨市北三六番 地一先(国道一 四〇号と主要地 方道甲府山梨線 との丁字路交差 点)から山梨市 堀内二一番地一 先(主要地方道 甲府山梨線と市	二、〇六〇	車両	終日	日下 部	平成二四 年一月 二二日 告示第一 二五号

二〇六	市道	山梨市上石森一、一二八番地先(市民体育館西交差点)から山梨市上石森一、二五五番地先(市民体育館北西角十字路交差点)までの両側(四〇五メートル)	日下部	平成二四年七月二六日 告示第七九号
二〇六	市道	山梨市上石森一、一二八番地先(市民体育館西交差点)から山梨市上石森一、二五五番地先(市民体育館北西角十字路交差点)までの両側(四〇五メートル)	日下部	平成二四年七月二六日 告示第七九号
一四一	町道	中巨摩郡昭和町西条五、一〇五番地先(西条交差点)から中巨摩郡昭和町西条五、二七八番地先(中央道カルバートボックス甲府昭和二南交差点)までの両側歩道(八六〇メートル)	南甲府	平成二四年一月二二日 告示第一二五号
一四一	町道	中巨摩郡昭和町西条五、一〇五番地先(西条交差点)から中巨摩郡昭和町西条五、二七八番地先(中央道カルバートボックス甲府昭和二南交差点)までの両側歩道(一四一メートル)	南甲府	平成二四年七月二六日 告示第七九号

二〇七	主要地 甲府市丸の内二丁目八番一〇号先 (朝日町ガード南交差点) から甲府市丸の内一丁目一番先(エクラン駐車場南側)までの北側歩道(二二〇メートル)	甲府	平成二四年一月二二日 告示第一二五号
-----	--	----	-----------------------

に改める。  
別表第十九の二中

二	主要地 甲府市北口二丁目一〇番二号先(甲府駅北口ペDESTリアンデッキ階段北側)から甲府市北口二丁目一五番四号先(甲府駅北口北交差点)までの東側歩道の車道側部分(一六五メートル)	甲府	平成二四年六月二四日 告示第五八号
---	--	----	----------------------

を

二	主要地 甲府市北口二丁目一〇番二号先(甲府駅北口ペDESTリアンデッキ階段北側)から甲府市北口二丁目一五番四号先(甲府駅北口北交差点)までの東側歩道の車道側部分(一六五メートル)	甲府	平成二四年六月二四日 告示第五八号
三	主要地 甲府市丸の内二丁目八番一〇号先(朝日町ガード南交差点)から甲府市丸の内一丁目一番先(エクラン駐車場南側)までの北側歩道の車道側部分(二二〇メートル)	甲府	平成二四年一月二二日 告示第一二五号

に改める。  
別表第十九の二の次に次の一表を加える。  
別表第十九の三 自転車専用通行帯の指定

--	--	--	--

番号	道路名	区間	延長(メートル)	指定区分	対象	管轄警察署	告示年月日
一	市道錦六切線	甲府市中央一丁目一〇番二四号先(甲府警察署前交差点)から甲府市丸の内二丁目三九番一〇号先(六切神社入口交差点)までの両側	三七五	上記区間のうち、道路標識又は道路標示で示した区間で道路標示により示された部分	普通自転車	甲府	平成二四年一月二二日 告示第一二五号
二	市道朝日荒川線 市道富士見中線	甲府市北口一丁目二番一九号先(甲府合同庁舎前交差点)から甲府市朝日三丁目三番一〇号先(朝日三丁目交差点)までの両側	三六〇	上記区間のうち、道路標識又は道路標示で示した区間で道路標示により示された部分	普通自転車	甲府	平成二四年一月二二日 告示第一二五号
三	主要地 甲府市川三郷線	甲府市国母五丁目三番三〇号(市場西入口交差点北側)から甲府市高畑二丁目四番三〇号先(高畑交差点南側)までの両側	一、二二〇	上記区間のうち、道路標識又は道路標示で示した区間で道路標示により示された部分	普通自転車	南甲府	平成二四年一月二二日 告示第一二五号

別表第二十三中

四	県道小瀬スポート公園線	甲府市小瀬町九八番地五先（小瀬スポート公園前交差点北側）から甲府市上町二、〇六四番地三先（小瀬スポート公園入口交差点南東側）までの両側	一、二三五	上記区間のうち、道路標識又は道路標示で示した区間で道路標示により示された部分	普通自動車	南甲府	平成二十四年一月二二日 告示第一二五号
---	-------------	---	-------	--	-------	-----	------------------------

三五	県道甲府市川三郷線	甲府市国母七丁目二番一号先（国母交差点）から北東へ一〇〇メートル	四	上記区間のうち、道路標識又は道路標示で示した区間で道路標示により示された部分	普通自動車	南甲府	平成二十四年一月二二日 告示第九〇号
----	-----------	----------------------------------	---	--	-------	-----	-----------------------

三五	県道甲府市川三郷線	甲府市国母七丁目二番一号先（国母交	四	上記区間のうち、道路標識又は道路標示で示した区間で道路標示により示された部分	普通自動車	南甲府	平成二十四年一月二二日 告示第九〇号
----	-----------	-------------------	---	--	-------	-----	-----------------------

三七	市道朝日荒川線 市道富士見中線	甲府市北口一丁目二番一九号先（甲府合同庁舎前交差点）から甲府市朝日三丁目三番一丁目（朝日三丁目	二	上記区間のうち、道路標識又は道路標示で示した区間で道路標示により示された部分	普通自動車	甲府	平成二十四年一月二二日 告示第一二五号
三六	市道錦穴切線	甲府市中央一丁目一〇番二四号先（甲府警察署前交差点）から甲府市丸の内二丁目三九番一丁目三九番一丁号先（穴切神社入口交差点）までの上下線三七五メートルの間	二	上記区間のうち、道路標識又は道路標示で示した区間で道路標示により示された部分	普通自動車	甲府	平成二十四年一月二二日 告示第一二五号

に改める。

三九	三九	三八	三八
県道小 瀬スボ ーッ公 園線	主要地 方道甲 府市川 三郷線	甲府市国母五 丁目四番四号 先(市場西入 口交差点)か ら甲府市高畑 二丁目四番四 号先(高畑交 差点)までの 上下線一、二 七〇メートル の間	交差点)まで の上下線三六 〇メートルの 間
甲府市小瀬町 九九八番地五 先(小瀬スボ ーッ公園前交 差点)から甲 府市上町二、 三七六番地先 (小瀬スボー ッ公園入口交 差点)までの 上下線一、四 二〇メートル の間	二	二	
車両	車両		
府南甲	府南甲		
平成二四年一 月二二日 告示第一二五 号	平成二四年一 月二二日 告示第一二五 号		

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番